

超高齢化の水準となっている。年齢構成は40～44歳が最も多いが、40歳未満の生産年齢人口が少なく、将来的な集落の維持が懸念される。

B) 産業

① 鶴岡市の産業

鶴岡市では古くから庄内平野の豊かな自然と広大な山林を源とした豊富な水資源に恵まれ、稲作を中心とした農業が営まれてきた。また先人の努力と研鑽により技術の進歩を重ねながら、米のほかにだだちゃ豆、メロン、庄内柿（平核無柿）、山ぶどうなど多彩な農産物も生産され、本市の中心産業として発展し他の産業を牽引してきた。稲作をはじめとした農業の一方で、本市では篤農家が先祖代々自家採取により継承してきた、だだちゃ豆、温海カブ、田川カブ、民田ナスなどの貴重な在来作物が数多く残されており、その数は全国屈指の50種を超え、その保全と普及に向けユネスコ食文化創造都市としての取組みは近年全国的にも注目されている。

鶴岡市の工業は農業とともに基幹産業として発展してきた。鶴岡中央工業団地を始めとする市域内11箇所の工業団地では、電子、電機、機械、輸送機械等の業種が本市経済の中核を形成している。

また、旧庄内藩士が明治5年（1872）に鶴岡東郊の松ヶ岡地区の開墾事業を行ったことから始まり地域の基幹産業として振興してきた絹産業については、現在、日本最北の絹産地であり、絹製品生産の一貫した工程を有する国内唯一の地域として、その特徴を活かした製品づくりを行っている。

国勢調査による平成7年（1995）以降（過去約20年間）の鶴岡市における就業者数は、第1次・第2次産業とも減少している。第3次産業のみ平成17年（2005）まで微増が見られたが、以降は減少し、就業者数全体は過去約20年間で約15,000人（約18%）減少している。

産業別に就業者全体に占める割合をみると、第1次・第2次産業は減少傾向にある一方で、第3次産業の割合は増加していることから、従事者が第1次・第2次産業から第3次産業に徐々に移行しているとみられる。

② 松ヶ岡の産業

松ヶ岡地区は農業を主要産業とする農村地域であり、旧庄内藩士が明治5年（1872）から開墾着手した土地を中心に、稲作や果樹畑（種無柿〔庄内柿・平核無柿〕・洋梨・桃等）の経営が行われている。

国勢調査による平成7年（1995）以降（過去約20年間）の松ヶ岡地区における就業者数は、第1次・第2次産業とも約半数前後まで減少している一方、第3次産業は横ばい状態となっている。就業者数全体は過去約20年間で67人（約37%）減少している。

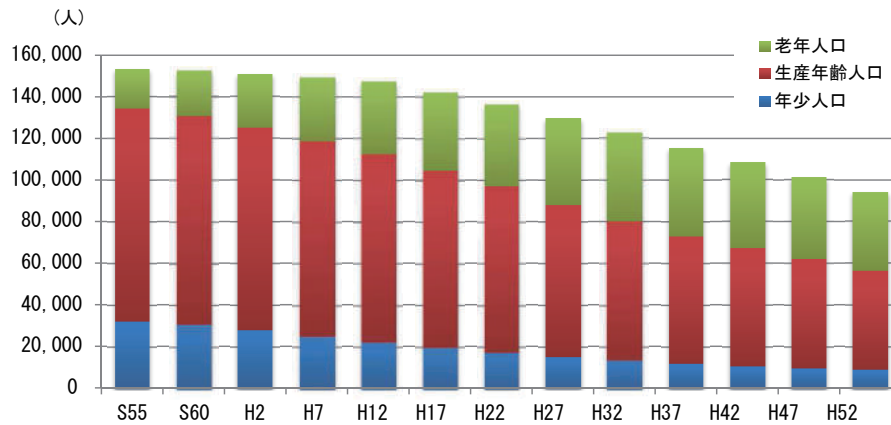
産業別に就業者全体に占める割合をみると、第1次・第2次産業は減少傾向にある一方で、第3次産業は増加している。第3次産業の就業者数が横ばいであるのに対し割合が増加していることから、就業者数全体の減少の多くが第1次・第2次産業に集中していることを示している。とりわけ、第1次産業の減少は著しく、農村地域にも関わらず構成比は4割を切る状況となっている。

C) 交通

① 鶴岡市の交通

市北端部に庄内空港が所在し、東京（羽田空港）間を約1時間で結ぶ。市域には新潟市と秋田市を繋ぐ日本海東北自動車道（一部未開通）が縦断し、中心地付近から山形市に向けては山形自動車道（一部未開通）が繋がる。

市内を通る国道は3本あり、国道7号は新潟市から日本海沿いに庄内地方、秋田県を経由して青森市に至る幹線国道である。国道112号は山形市から鶴岡市（月山西麓）を経由して酒田市に至る一般国道、



将来人口推計 (国立社会保障・人口問題研究所) より

図 2-26 鶴岡市の将来人口推計

表 2-26 鶴岡市の産業別就業者数

年	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合計 就業者数 (人)
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	
平成7年	9,359	12.1	28,041	36.1	40,167	51.8	77,567
平成12年	7,857	10.5	26,700	35.6	40,406	53.9	74,963
平成17年	7,656	10.7	22,292	31.2	41,463	58.1	71,411
平成22年	6,566	10.0	19,645	30.0	39,298	60.0	65,509
平成27年	6,095	9.6	18,457	29.0	39,089	61.4	63,641

国勢調査より (公務・不詳除く)

表 2-27 松ヶ岡の産業別就業者数

年	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合計 就業者数 (人)
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	
平成7年	90	50.0	44	24.4	46	25.6	180
平成12年	64	43.5	47	32.0	36	24.5	147
平成17年	57	41.9	29	21.3	50	36.8	136
平成22年	55	42.7	27	20.9	47	36.4	129
平成27年	39	36.5	23	20.4	51	45.1	113

国勢調査より (公務・不詳除く)

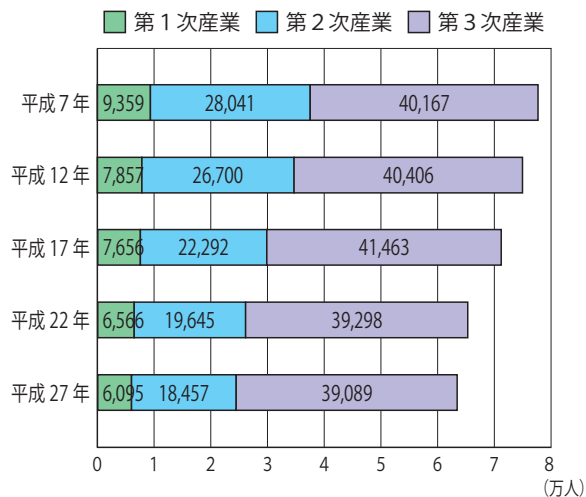


図 2-27 鶴岡市の産業別就業者数

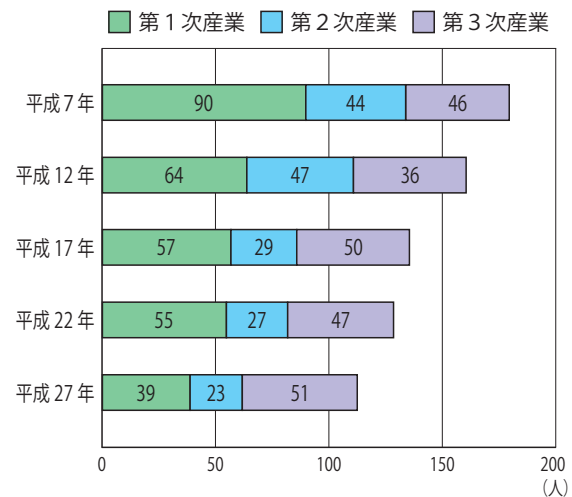


図 2-28 松ヶ岡の産業別就業者数

表 2-28 鶴岡市の土地利用状況

利用区分	面積 (ha)	割合 (%)
農用地	18,170	13.8
森林	95,780	73.0
原野	1	0.1
水面・河川・水路	3,924	3.0
道路	4,057	3.1
宅地	3,364	2.5
その他	5,857	4.5
合計	131,153	100.0

平成 28 年 (2016) 山形県統計年鑑より

表 2-29 松ヶ岡の土地利用状況

利用区分	面積 (㎡)	割合 (%)
農用地	1,765,916	89.5
森林	67,473	3.4
原野	38,573	2.0
水面・河川・水路	1,293	0.1
道路	—	—
宅地	81,611	4.1
その他	17,484	0.9
合計	1,972,349	100.0

固定資産税課税台帳によるため道路面積は不明

国道 345 号は新潟市から遊佐町に至る一般国道である。

鉄道は、JR 羽越本線が新潟市から日本海沿いを経て中心市街地を経由し、秋田市まで敷設されている。バスは JR 鶴岡駅に近接したバスターミナルを起点に、首都圏・仙台市・山形市を繋ぐ高速バスが運行される。市内の路線バスは庄内交通、羽黒地域路線バスが運行する。

② 松ヶ岡の交通

松ヶ岡開墾場は、中心市街地から羽黒山へ繋がる県道 47 号鶴岡羽黒線から南へ分岐する県道 44 号余目温海線の東に位置する。松ヶ岡開墾場を通る公共交通には羽黒地域路線バス（にこにこバス）がある。但し、運行は火曜・木曜・土曜日（年末年始〔12/31～1/3〕を除く）に限られる。また 1 日にのぼり・くんだり各 3 便運行されるが、鶴岡駅と松ヶ岡開墾場を往復できる便は 1 便しかない。

D) 土地利用

① 鶴岡市の土地利用

本市は、山形県の西北部にある庄内地方の南部に位置し、新潟県に接している。

北部には庄内平野が広がり、赤川水系の赤川、大山川、最上川水系の京田川、藤島川等の河川が貫流している。この庄内平野の東部から南部にかけては、出羽丘陵、朝日連峰、摩耶山系の山岳丘陵地帯となり、市の西部は日本海に面し、磯浜が形成されている。東部は磐梯朝日国立公園に包含され、広大で自然



図 2-29 鶴岡市への交通・アクセス



図 2-30 鶴岡市内の主要な観光地

豊かな市土を形成している。

市域は、東西約 43.1km、南北約 56.4km におよび、面積は 1,311.51km²と東北の市町村で最も広い。平成 21 年（2009）における本市の土地利用の状況は、農用地が 14.0%、森林が 73.0%、水面・河川・水路が 3.0%、道路が 2.9%、宅地が 2.6%、その他が 4.5%となっている

② 松ヶ岡の土地利用

松ヶ岡地域の面積は 1,972,349m²で、土地利用の状況は農用地が 89.5%、森林が 3.4%、水面・河川・水路が 2.0%、宅地が 4.1%、その他が 0.9%となっている（固定資産税課税台帳によるため道路面積は不明）。

E) 観光

鶴岡市全域の観光客数は、平成 20 年度から平成 26 年度まで増加傾向にあり約 739 万人をピークとしたが、以降は減少傾向にあり、平成 29 年度は年間約 631 万人、過去 10 年間平均は約 588 万人となっている。

羽黒地域における観光客数の動向は鶴岡市全域におおよそ従うもので、平成 26 年度の約 141 万人をピークとしたが、平成 29 年度は年間 100 万人をわずかに下回り、過去 10 年間平均は約 117 万人となっている。鶴岡市全域の観光客に対する割合は平均約 20%となるが、割合も観光客数の動向と同様に減じているため、全体として観光客による羽黒地域への関心の低下が懸念される。

類型別にみると、文化財が類する「名所・旧跡等」への観光客は平成 26 年度の約 568 万人をピークとし、平成 21 年度から倍増しているが、以降は減少傾向にあり、平成 29 年度は年間約 478 万人、過去 10 年間平均は約 410 万人となっている。割合を見ると、鶴岡市への観光客の約 7 割が文化財等への興味・関心をもって訪れており、山岳信仰・修験の霊場として知られる出羽三山等への観光客が多く含まれていると考えられる。名所・旧跡等への観光客数の動向も鶴岡市全域におおよそ従うものであるが、近年は観光客数が減少する一方で割合はほぼ横ばい状態であり、文化財等への興味・関心の高さは維持されていると考えられる。

(6) 指定地の状況

A) 土地・建造物所有の状況

指定地を南北に貫通する市道を挟んで東側に位置する指定地及び指定地に建つ蚕室等の建造物は、平成 19 年（2007）に松岡蚕種株式会社から認可地縁団体松ヶ岡開墾場へ所有権が移転し、平成 28 年（2016）に鶴岡市へ所有権が移転している。

市道から西側に位置する指定地及び本陣の建物は、平成 19 年（2007）より認可地縁団体松ヶ岡開墾場の所有となっている。

表 2-30 地域別観光客数（単位：万人）

年	鶴岡市 全域	羽黒 地域	割合 (%)
平成 20 年度	464.05	114.78	24.7
平成 21 年度	475.19	133.47	28.1
平成 22 年度	546.81	122.47	22.4
平成 23 年度	528.92	114.02	21.6
平成 24 年度	538.29	114.14	21.2
平成 25 年度	602.44	105.15	17.5
平成 26 年度	738.63	140.69	19.0
平成 27 年度	698.67	117.74	16.9
平成 28 年度	653.99	106.14	16.2
平成 29 年度	631.27	99.75	15.8
平均	587.83	116.84	20.3

表 2-31 類型別観光客数（単位：万人）

年	鶴岡市 全域	名所・ 旧跡等	割合 (%)
平成 20 年度	464.05	267.39	57.6
平成 21 年度	475.19	283.76	59.7
平成 22 年度	546.81	370.24	67.7
平成 23 年度	528.92	347.68	65.7
平成 24 年度	538.29	351.10	65.2
平成 25 年度	602.44	423.93	70.4
平成 26 年度	738.63	567.62	76.8
平成 27 年度	698.67	526.48	75.4
平成 28 年度	653.99	484.15	74.0
平成 29 年度	631.27	477.65	75.7
平均	587.83	410.00	68.8

商工観光部観光物産課統計資料より

表 2-32 指定地の所有者区分（所有者別）

所有者	面積 (m ²)	割合 (%)
松ヶ岡開墾場	10,306.85	39.6
官有地 (鶴岡市)	15,479.22	59.4
(公衆用道路)	269.00	1.0
合計	26,055.07	100.0

表 2-33 指定地の登記地目区分

地目	面積 (m ²)	割合 (%)
宅地	18,361.07	70.5
山林	5,243.00	20.1
雑種地	2,182.00	8.4
公衆用道路	269.00	1.0
合計	26,055.07	100.0

文化財保護法

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がない若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

① 所有者別

指定地は全体の約6割が官有地（鶴岡市所有）、約4割が認可地縁団体松ヶ岡開墾場の所有地であり、このほかに僅かな公衆用道路が含まれる。

指定地の所有者別による所有区分は表 2-32、図 2-31 のとおりである（地番毎の内訳は表 2-1 参照）。

② 土地種別

登記上の地目は約7割が宅地である。このほかに山林（約2割）、雑種地（約1割）と僅かな公衆用道路がある。

指定地の登記地目区分は表 2-33 のとおりである（地番毎の内訳は表 2-1 参照）。

B) 管理団体の指定

平成9年（1997）2月19日付け文化庁告示（第6号）において、文化財保護法第71条の2第1項（現行法では第113条第1項にあたる）の規定により、史跡松ヶ岡開墾場を管理すべき地方公共団体として旧羽黒町が指定された。

管理団体は平成17年（2005）10月1日の市町村合併に伴い、鶴岡市に移管され現在に至る。

C) 指定地における法令による規制

① 文化財保護法

文化財保護法第109条により指定された史跡は、同法第125条の規定により、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合、文化庁長官の許可を受けなくてはならない。

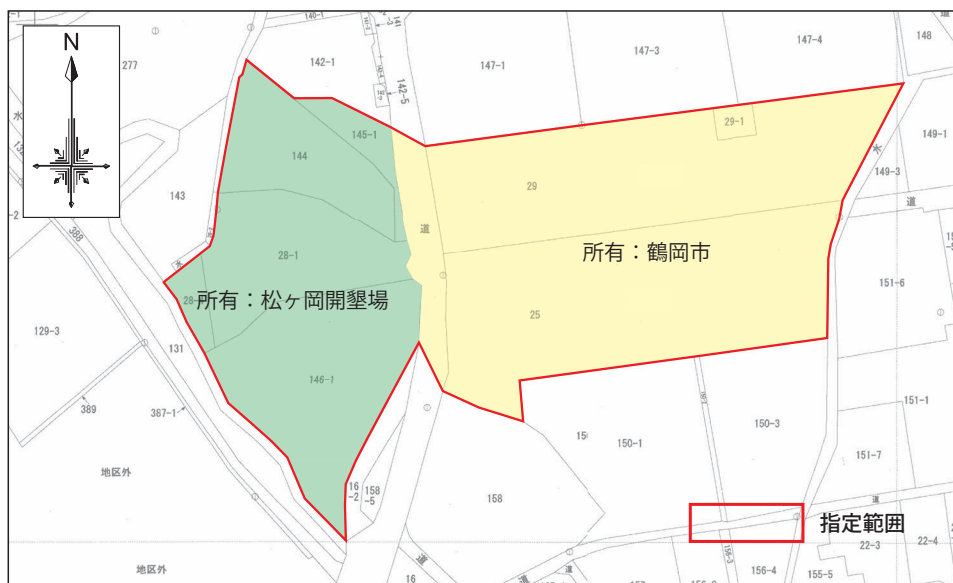


図 2-31 指定地の所有者区分図

また、指定地は埋蔵文化財包蔵地であることから、調査を目的とした発掘、または整備事業に伴う発掘が必要な場面が想定される。

② 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に基づき認定された「鶴岡市歴史的風致維持向上計画」において、松ヶ岡開墾場を含む「羽黒松ヶ岡地区」が当該計画の重点地域に設定されている。

同法では、歴史的風致形成建造物に指定（第12条1項）された建造物を増改築、移転または除却を行う場合、着手する30日前までに鶴岡市長へ届出を行わなければならない（第15条1項）。また、歴史的風致維持向上地区計画（第31条）の区域内（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る）で、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、増改築等を行う場合、着手する30日前までに鶴岡市長へ届出を行わなければならない（第33条1項）。

③ 景観法

鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例により、大規模な建築・工作物の新築・増築、改築若しくは移転、外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、鶴岡市長に届出が必要となっている。

④ 都市計画法

指定地は都市計画法による市街化調整区域に該当し、市街化を抑制すべき地域である。規模の大小にかかわらず、開発行為を行おうとする者は、原則として鶴岡市長から開発許可を受けなければならない。

⑤ その他法令

本史跡の指定地及び周辺地域は、表2-34に示した法令による規制対象地となっている。

表2-34 指定地における法令による規制

法規	区域	内容
文化財保護法	指定地内	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合、文化庁長官の許可を受けなくてはならない。
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）	羽黒松ヶ岡地区	歴史的風致形成建造物に指定された建造物の増改築、移転または除却をしようとする者は、着手する日の30日前までに、行為の種類、場所、着手予定日等を鶴岡市長に届け出なければならない。 歴史的風致維持向上地区計画の区域内（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る）で、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、増改築等をしようとする者は、着手する日の30日前までに、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等を鶴岡市長に届け出なければならない。
景観法	全域	鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例により、以下については鶴岡市長に届出が必要。 ①建築面積500㎡又は高さ13mを超える建築物の新築・増築、改築若しくは移転、外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ②高さ15mを超える工作物の新築・増築、改築若しくは移転、外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。
都市計画法	松ヶ岡地内	市街化調整区域内で開発行為を行う場合は、鶴岡市長に開発協議の届出または開発許可申請が必要。
国土利用計画法	全域	10,000平方メートル以上の土地取引があった場合は、土地を譲り受けた人（権利取得者）が契約日を含めて2週間以内に市を經由して山形県知事に届出が必要。
鳥獣保護法	松ヶ岡	県指定鳥獣保護区に指定されており、指定地内では狩猟を禁止されている。

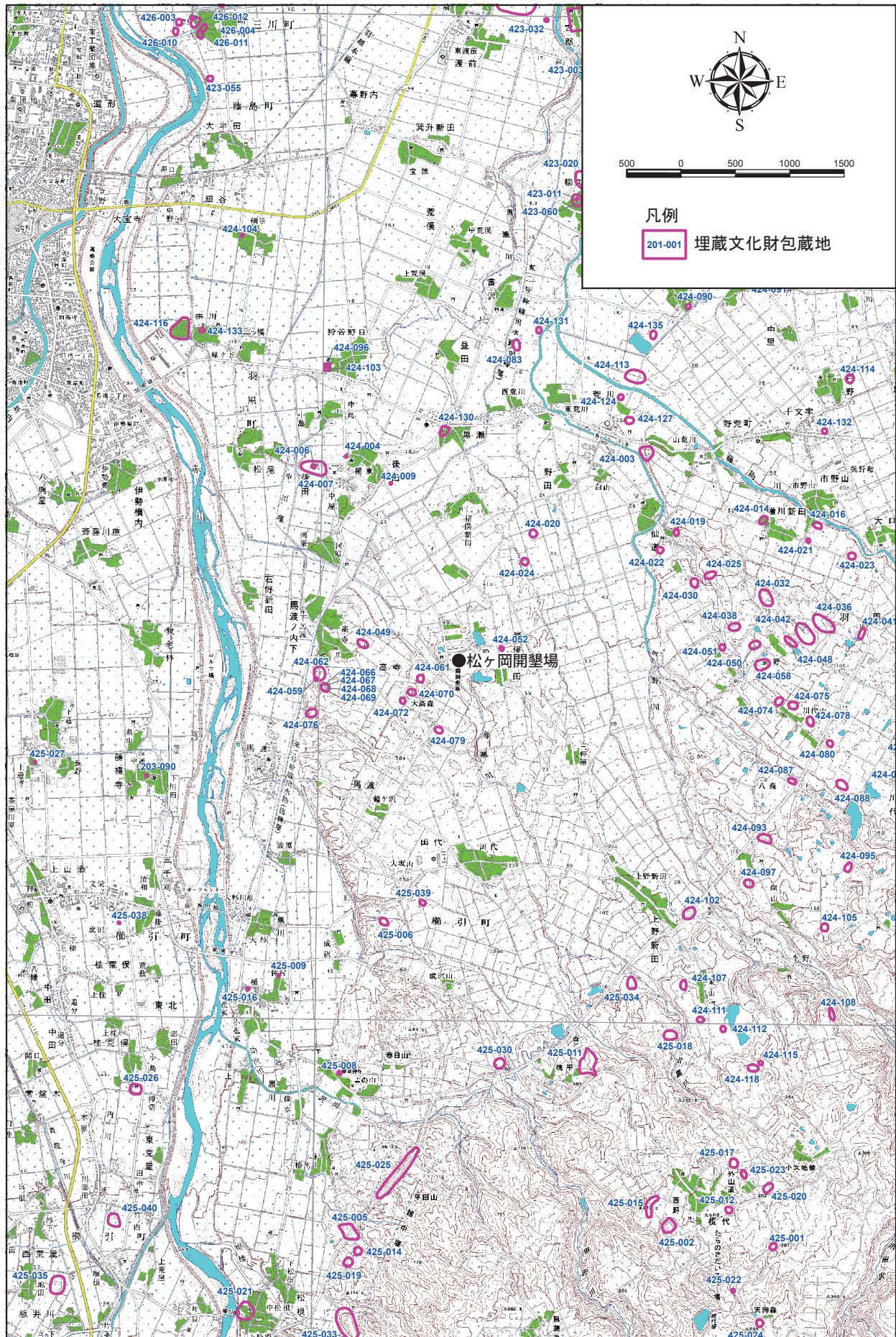
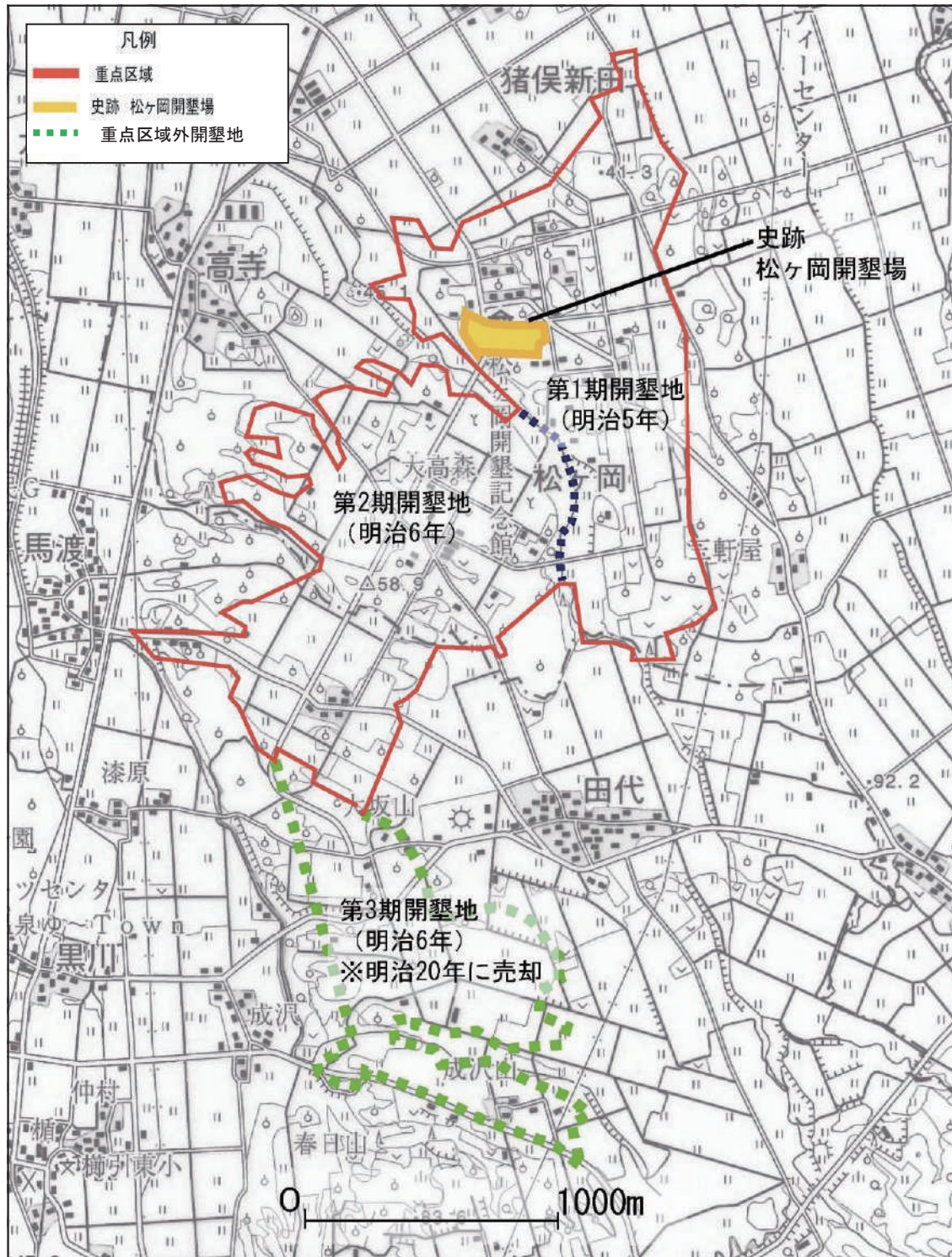


図 2-32 松ヶ岡開墾場周辺の埋蔵文化財包蔵地



- 重点区域の名称 : 羽黒松ヶ岡地区
- 重点区域の面積 : 約 293 ヘクタール
- 区域内に含まれる国指定等文化財 : 史跡「松ヶ岡開墾場」

※明治維新後、3期に分けて開墾された開墾場のうち、史跡松ヶ岡開墾場を含み現在まで共同管理・維持されてきた第2期までの区域を範囲とする。

※当図面は、区画整理前の図面をもとに、所有者と確認しながら位置を特定し、区画整理後の図面にトレースし作成したものである（協力：致道博物館）。

図 2-33 「鶴岡市歴史的風致維持向上計画」における重点区域「羽黒松ヶ岡地区」

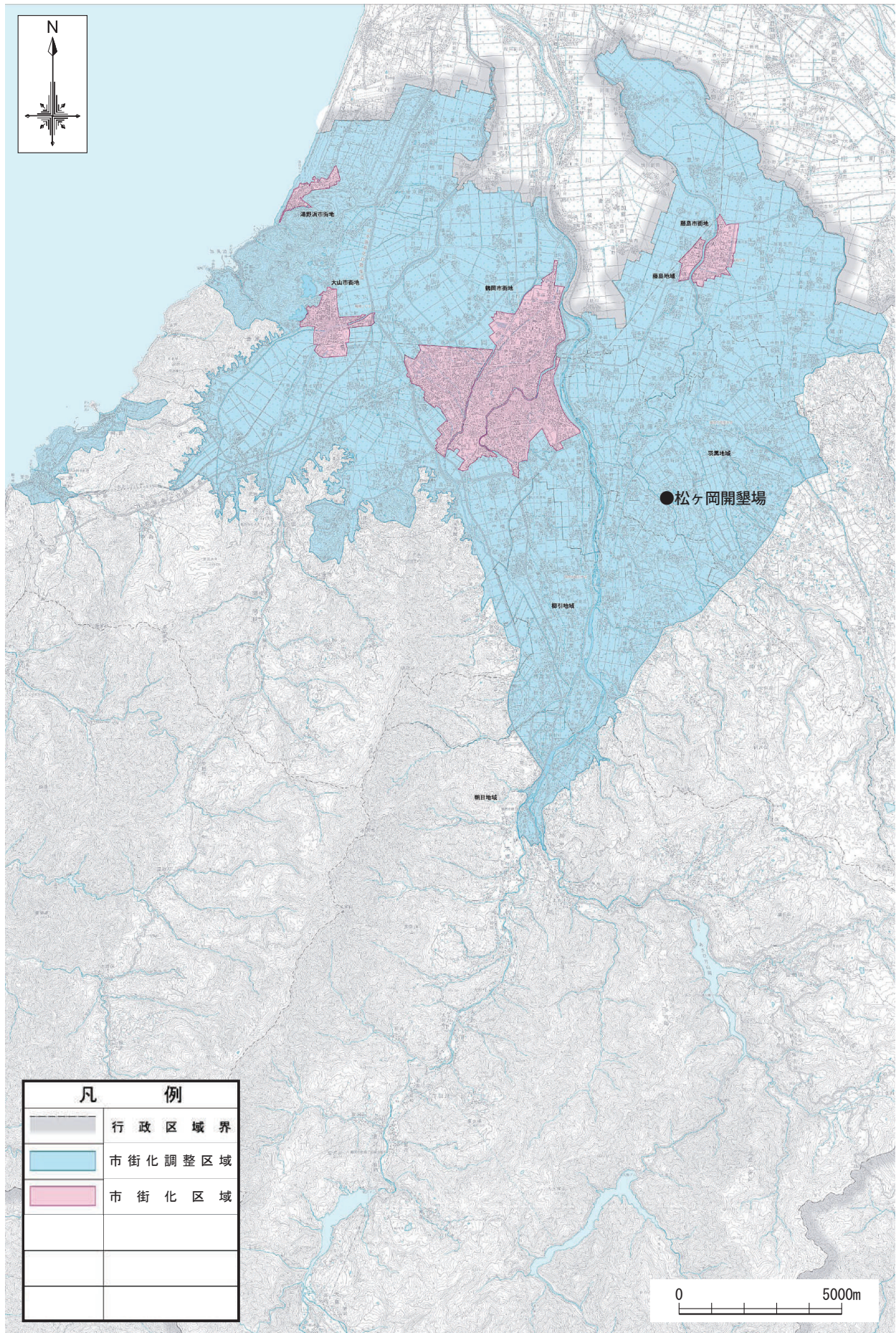


図 2-34 鶴岡市都市計画図

D) 既往の現状変更

鶴岡市に記録される既往の現状変更を表 2-35 に示す。

平成9年（1997）に当時の羽黒町が管理団体と指定され、平成10年度より本陣の半解体による保存修理事業及び平成13年度からは5番蚕室の保存修理事業と大規模な修繕を開始した。以降老朽化により全ての建物の修繕が必要な状況であり計画的に修理を行ってきた。また、平成27年度からは、落雷対策として避雷設備の設置工事を順次行ってきた。

植生では、平成20年度より松ヶ岡開墾場のシンボルであるマツが、松枯れにより伐採しなければならない状況となったため、現在は防虫剤の散布を行い被害防止に努めている。

表 2-35 既往の現状変更一覧

年号	西暦	現状変更対象	内容
平成10年	1998	本陣	保存修理事業 半解体 修理
平成11年	1999	本陣	保存修理事業 半解体 修理及び、管理棟の一部解体により、管理棟の機能が損なわれるため、施設の改修整備を行う。
平成12年	2000	本陣	保存修理事業 半解体 修理
平成13年	2001	5番蚕室	屋根（瓦）や外壁（木製）及び雨戸（木製）と庇全体の修理。また、内障子戸補修、土間腰壁の塗替え土間叩きの整正と転圧及び下屋周りに雨水排水溝の設置。水洗トイレを設置し下水管を設置し公共下水管へ接続。自動火災報知器設置
平成14年	2002	5番蚕室	屋根（瓦）や外壁（木製）及び雨戸（木製）と庇全体の修理。また、内障子戸補修、土間腰壁の塗替え土間叩きの整正と転圧及び下屋周りに雨水排水溝の設置。水洗トイレを設置し下水管を設置し公共下水管へ接続。自動火災報知器設置
平成15年	2003	1番蚕室	柱不陸修正、屋根瓦交換、土井葺、二階雨戸補修及びコンクリート叩解体、土庇及び下屋周りの雨落石外に排水溝の据え付け及び既設水路へ導入する。
平成16年	2004	1番蚕室	背面雨落石の一部を取り外して据え直し、西面に雨落石を新設し、雨落石内側の軒下叩き全面を叩き直す。また、雨水を排水するため、西面にU字溝を新設し、既設溜桝に接続する
		1番蚕室	二階床板を支えている一間間の既存根太間の中央に根太を追加し、2階床の補強を行う
平成17年	2005	貯桑土蔵	貯桑土蔵の軒下に沿って下屋を設置し、直売所施設開設を実施する
		蚕業稲荷神社・4番蚕室	蚕業稲荷神社軒に接近している松の樹の対策として屋根瓦葺きを改善、4番蚕室屋根瓦部分葺替えの為の足場設置
平成18年	2006	2番蚕室	正面側柱沈下部の修正
		蚕業稲荷神社	火災報知器設置
		2番蚕室	二階雨戸及び戸袋破損による補修
平成19年	2007	2番蚕室	①二階及び三階の雨戸並びに同戸袋板の補修並びに修理用足場の仮設 ②二階東側過半室の床及び天井の補修 ③三階棧瓦葺屋根の一部修理
平成20年	2008	経塚丘付近	松枯れによりマツ6本の伐採
平成21年	2009	蚕業稲荷神社付近	松枯れによりマツ2本の伐採
		西側及び経塚丘南部	カツラカイガラムシ被害により、ミズナラ、エノキ、コナラ 計16本の伐採

年号	西暦	現状変更対象	内容
平成22年	2010	経塚丘東入口角	松枯れによりマツ1本の伐採
平成23年	2011	蚕業稻荷神社付近及び経塚丘裏	松枯れによりマツ5本の伐採
平成24年	2012	寄宿舍前	松枯れによりマツ1本の伐採
		4番蚕室	保存修理事業 一階雨戸の補修二階窓障子の新調及び補修、一階床下動作（外部雨戸下）の撤去
平成25年	2013	4番蚕室	保存修理事業 一階背面鉄板張解体及び雨戸補修、雨落内叩き周辺の砂利敷き、一階床下の防蟻土壌処理、自動火災報知設備の新設
平成26年	2014	3番蚕室	保存修理事業 一階背面及び東面の鉄板張解体及び雨戸補修、屋根庇及び下屋部分葺き替え、雨落内叩き周辺の砂利敷き
平成27年	2015	本陣	保存修理事業 避雷設備設置事業として、本陣西側にパンザマスト式避雷設備を新設
		2番蚕室	保存修理事業 三階部の棟瓦の導体を取り付け、棟上導体方式の避雷設備を新設、また、三階屋根を避雷設備設置前に全面葺き替え工事を実施
平成28年	2016	3番蚕室	保存修理事業 三階屋根の棟瓦に棟上導体方式の避雷設備を新設し、二階屋根の傷んだ平瓦の交換及び葺き足の乱れを修正する
		2番蚕室	男子トイレの和式便器を洋式便器へ改修及び男女トイレに手摺り設置
		蚕種保護室	蚕種保護室の解体及び、周辺の立木の撤去
		旧蚕種事務所	解体及び、周辺の立木の撤去、垣根の移植。ただしマツ及びサクラについては現状のままとする
		旧蚕種事務所裏薪小屋	解体及び、周辺の立木の撤去
平成29年	2017	1番蚕室	保存修理事業 三階屋根の棟瓦に棟上導体方式の避雷設備を新設し、二階屋根の傷んだ平瓦の交換及び葺き足の乱れを修正する
平成30年	2018	4番蚕室	保存修理事業 三階屋根の棟瓦に棟上導体方式の避雷設備を新設し、二階屋根の傷んだ平瓦の交換及び葺き足の乱れを修正する
		場内通路	既存アスファルトを削ぎ取り、現路盤の上に碎石を敷き、洗い出しコンクリートにより舗装
		蚕業稻荷神社	土台周辺部分の土砂流出を防止するため、周辺をコンクリート舗装とした鳥居のひび割れ部分にモルタル充填補充し、塗装を行った